加古川市スポーツ施設等予約システム利用規約

（目的）

第１条　この規約は、電子情報処理組織等を使用する方法により施設の空き状況照会、予約、抽選申込等を行うことができる加古川市スポーツ施設等予約システム（以下「システム」という。）の利用者登録（以下「利用者登録」という。）及びシステムの利用についての必要な事項を定めます。

（施設例規等の優先）

第２条　予約した施設の利用及び当該利用に係る使用料及び利用料金の手続き等にあたっては、当該施設の関係例規等に従うこととします。

（登録区分）

第３条　利用者登録は、次の区分により行います。

（１）　団体一般（３人以上の団体）

（２）　個人一般（中学生以上の個人）

（利用者登録）

第４条 システムを利用して施設の予約、抽選申込等を行うことを希望する者(以下「登録申請者」という。）は、あらかじめ本規約を承諾のうえ、利用者登録を申請しなければなりません。

２　前項の規定による利用者登録の申請は、別に定める加古川市スポーツ施設等予約システム利用者登録申請書を提出することにより行うものとします。

３　原則として登録申請者１人につき、同一登録区分での複数登録はできません。

（登録申請者の確認）

第５条　前条の規定による利用者登録の申請があったときは、登録申請者が本人であること（団体登録の申請の場合については、申請書提出が本人であること）を次の各号のいずれかの方法で確認します。

（１）　運転免許証

（２）　住民基本台帳カード

（３）　パスポート

（４）　学生証

（５）　健康保険証

（６）　その他本人であることを確認できると認められる身分証明書

（利用者登録番号、パスワード）

第６条　利用者登録をした者（以下「登録者」という。）に登録者ごとに異なる利用者登録番号（以下「利用者番号」という。）を設定し、登録者が申請したパスワードをシステムに登録します。

（利用者登録カードの交付）

第７条　利用者登録をしたときは、登録者に対して、利用者登録カード（以下「利用者カード」という。）を交付します。

（利用者番号、パスワード及び利用者カードの管理）

第８条　登録者は、利用者番号及びパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理しなければなりません。

２　登録者は、利用者カードを慎重に取扱い、破損、紛失、盗難及び不正使用等事故のないよう適切に管理しなければなりません。

３　登録者は他人に利用者カードを譲渡し、又は貸与してはなりません。利用者番号及びパスワードにより行われた予約等については、登録者本人により行われたものとみなします。

（登録の有効期間）

第９条　利用登録の有効期間は、登録申請をされた日を登録日とし、登録日から２年後の月末までとします。

２　前項の有効期間を更新しようとする者は、有効期間満了日の属する月の１日から有効期間満了日までの間に更新の手続きをしなければなりません。この場合において、第４条の規定を準用するものとします。

（費用）

第 10 条　利用者登録に係る登録料及び利用者カード発行手数料は、無料とします。

２ 登録者がシステムを利用するにあたって必要とする装置（ソフトウェアを含む。）及びインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は、登録者の負担とするものとします。

（登録事項の変更）

第 11 条　登録者が届け出た氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合、またはその登録を廃止しようとする場合は、別に定める申請書を提出しなければなりません。

（利用者カードの紛失、盗難）

第 12 条　利用者カードを紛失し、または盗難にあったときは、登録者はその旨を連絡するとともに、前条の規定により登録の廃止を申請しなければなりません。

（登録資格の取消）

第 13 条　登録者が次の各号のいずれかに該当するときは利用者登録を取り消すものとします。

（１）　虚偽の申請をしたとき。

（２）　施設の管理に関する例規等または本規約に重大な違反をしたとき。

（３）　死亡したとき。

（４）　住所変更の届出を怠る等、登録者の責めに帰すべき事由により、登録者への通知または連絡を行うことができないと判断したとき。

（５）　システムの運営を故意に破壊または妨害したとき。

（６）　前各号に掲げるもののほか、登録者として不適格と認めたとき。

（規約の変更）

第 14 条　必要があると認めたときは、登録者に事前に通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項を変更し、または新たな条項を追加できることとし、登録者は、システムの利用の都度、本規約の確認を行うこととします。

２　前項の規定に関するもののうち、特に必要と認めるものについて、システムにより登録者に周知するものとします。

（個人情報の保護）

第 15 条　このシステムにより知り得た利用者登録情報及び利用履歴については、加古川市の個人情報保護条例の取扱いに準じます。

（その他）

第 16 条　本規約に定めるものの他必要な事項については、別に定めることとします。

附　則

この規約は、平成 23 年 3 月 11 日から施行します。

附　則（平成 25 年 2 月 5 日加ウ推第 1012 号）

この規約は、平成 25 年 2 月 5 日から施行します。